

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○都市計画の変更……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…

○防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更  
認可…(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…

○港湾施設の供用再開……………(港湾局港湾経営部経営課)…

公告

○開発行為に関する工事完了……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第千三百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路  
幹線街路補助  
線街路第九十二号線

削除する部分

荒川区西日暮里三丁目、台東区谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、上野公園及び上野七丁目各地内

変更する部分

北区西ヶ原一丁目、上中里一丁目、中里三丁目、田端一丁目、田端二丁目、田端三丁目、田端五丁目、田端六丁目及び荒川区西日暮里四丁目各地内

削除する部分

文京区千駄木二丁目、千駄木三丁目、台東区谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目及び谷中六丁目各地内

変更する部分

文京区白山一丁目、白山二丁目、白山五丁目、本駒込一丁目、向丘一丁目、向丘二丁目、千駄木一丁目、千駄木二丁目、千駄木三丁目及び千駄木五丁目各地内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)

●東京都告示第千三百三十六号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百五十七条第一項の規定に基づき池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項

において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 事業組合の名称

池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年七月二日から令和五年十月三十一日まで

三 施行地区

豊島区池袋本町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区池袋本町三丁目二十番五号

令和二年七月二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年十月二十七日

●東京都告示第千三百三十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成三十年東京都告示第千七百七号で供用を中止した港湾施設のうち、次の施設について、供用を再開する。

令和二年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

種類 名称 規模 所在地 再開年月日

物揚場 月島ふ頭物揚場 二九〇・〇〇 中央区 令和二年十月

F〇バス メートルのう 勝どき 年十月

ち五二・〇〇 五丁目 二十八日

メートル

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和二年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

日野市栄町五丁目二十四番二  
十八、同番二十八地先、同番  
二十九、同番二十九地先、同  
番四十一、二十六番一、同番  
一地先及び同番五の一部  
日野市栄町五丁目十七番地  
の一  
奥住奈緒子

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

